

令和6年度 事業報告書

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

I. 法人の概要

II. 事業の概要

III. 財務の概要



伝統を超えていく未来

学校法人 精華学園

私立学校法第47条に基づく 令和6年度の本法人の事業報告書は以下のとおりになります。

I. 法人の概要

1. 教育目標

精華学園は、設置する高等学校において「社会に必要とされる人材を育成する」ことを目的として、教育目標を『自立・協調・創造』と定め、自分の力でしっかりと行動できる人間、お互いの違いを尊重し相手を思いやり助け合える人間、確実な学力を身につけ柔軟な発想であたらしいものを作ることができる人間の育成に全力で取り組んでいます。

2. 学校法人の沿革

大正15年（1926年）	財団法人精華学園精華実践女学校設立
昭和4年（1929年）	大阪市港区から阿倍野区に移転
昭和18年（1943年）	精華高等女学校と改称
昭和19年（1944年）	精華高等実業女学校と改称
昭和23年（1948年）	学制改革により精華技芸高等学校と改称
昭和24年（1949年）	学校法人精華学園精華女子高等学校と改称
昭和58年（1983年）	堺市中区辻之に泉北学舎を開校
平成8年（1996年）	阿倍野学舎は泉北学舎に移転統合 精華高等学校と改称
平成10年（1998年）	男子生徒募集開始し、男女共学校となる
平成13年（2001年）	前期・後期の2学期制を実施
平成14年（2002年）	精華学園フィールドセンター開設
平成17年（2005年）	第2研修館完成
平成22年（2010年）	西広場開設
令和2年（2020年）	E-room 開設
令和3年（2021年）	全館 ICT 化（GIGA スクール構想）完了
令和4年（2022年）	新コース制度（5コース）スタート 3学期制スタート
令和6年（2024年）	フリーアカデミー〔FA〕コーススタート

3. 設置する学校

精華高等学校 普通科

所在地 〒599-8245 大阪府堺市中区辻之1517番地

4. 生徒数の状況

令和6年5月1日現在（単位：名）

学則定員数	現員数	摘要
1080	749	

5. 役員の概要

令和6年5月1日現在
理事（定員6名、現員5名）
監事（定員2名、現員2名）

理事長（校長）	正川 昌彦（常 勤）	監 事	祐仙 道保（非常勤）
理 事	杉本 弘子（常 勤）	監 事	飯銅 健一（非常勤）
理 事	二階堂 和幸（常 勤）		
理 事	椋木 邦彦（常 勤）		
理 事	高添 陽一（非常勤）		

6. 評議員の概要

令和6年5月1日現在
評議員（定員15名、現員11名）

二階堂 和幸	・	森脇 雅郎	（左記2名は学校教職員）
池内 美智子	・	中西 学美	（左記2名は本校卒業生）
正川 昌彦	・	杉本 弘子	左記7名は 学識経験者
池上 祥博	・	椋木 邦彦	
高添 陽一	・	石井 基司	
浅井 雅昭			

7. 教職員の概要

令和6年5月1日現在

教 員（教諭・嘱託・講師） 75名 職 員（常勤・非常勤） 23名

II. 事業の概要〔精華高等学校〕

1. 当年度の概要

令和6年度入試における入学者数は、278名となり一昨年に比べ42名の増加となりました。しかしながら全校生徒数では、学則定員数の1080名には遠く及ばず、依然として厳しい状況が継続しております。この入試では、昨年度の入学者数の減少を改善するためいろいろと手を打ってきましたが、併願受験者の戻り数が19名（4.7%）と以前に比べて極端に少ない結果になりました。これは、併願校となる公立高校がいずれも学校も定員割れの状況になっており、授業料の無償化による私学人気がかえって本校にとっては不利な状況になったように思います。この公立併願校の定員割れ状態は、恐らく今後も継続するようと思われる、本校の生徒募集活動はより一層厳しくなってくると思われます。いかにして専願受験者数を確保するかが大きな目標になりますが、どの学校も必要な努力を重ね、しっかりとした計画性のもとに学校経営を推進しており、本学園においても「長期的視点からの学校経営計画」を明確にして前に進んでいく必要があります。今年度より新しくフリーアカデミー（FA）コースを立ち上げ、時代のニーズにこたえる教育活動を始めましたが、このような思い切った挑戦は、これからもより一層続けていく必要があります。また新コース制度も3年目を迎え、安定した教育が推進出来るようになってきました。他の私学にないような教育内容確立し、魅力的なカリキュラムを組むことで、次年度の入学生をしっかりと確保し、生徒とその保護者に満足していただける学校に成長していきます。一方、令和6年度卒業生の進路状況については、3年生245名の在籍者のうち、1月末の実績では大学113名・短大15名・専門学校69名の進学者があり、就職決定者は22名でした。この入試では、関西学院大学や関西大学へも合格し、昨年度までより高いレベルの学校への進学がありました。

2. コース別教育の強化

精華高等学校における今年度のコース制度の概要は、新コースが3年目となり全学年にて新しい教育が推進出来るようになりました。また前述したフリーアカデミーコースを加えて6コース制となり、学習の多様化に確実に対応できているといえます。学習計画は順調に遂行することが出来ています。

3. 各コースの概要

(1) ニュースタANDARD [NS] コース

3年目の年になりましたが、まだやはり目的意識に欠ける部分があります。学校生活を大切にして、自分の目指す道を的確に探す活動をより一層推進していきたいと思います。

(2) スーパーグローバル [SG] コース

3年目の入学者数は2名になりました。3学年合わせても14名の在籍で、学校経営の面からすると大きなマイナスとなっています。しかしこの大学入試においては関西学院大学、近畿大学国学部、大和大学などへ進学できており、英語に特化したプログラムの効果が出てきているともいえます。

(3) スポーツ&アート [SA] コース

7つの強化クラブに在籍している生徒であるため、目的意識がしっかりしており、順調に教育が進んでいます。火曜日と金曜日の5限6限にクラブ活動を取り入れ、今までにない教育を提供していますが、活動場所や人員の配置などに課題もあり、今後は更に工夫が必要になってきました。学力的にも力のある生徒が多く在籍しており、関西大学への合格者も出ています。

(4) i-Tech [IT] コース

時代にマッチした教育内容を提供しています。IT関連の知識や技術はこれからの社会において不可欠であり、期待が持てるコースです。また、中学生にとって魅力のあるコースのはずですが、入学者数が伸びず広報活動などを改善する必要もあります。

(5) 環境福祉 [EW] コース（1年生）

専願受験者のみで構成されるコースであるため、学びに対する姿勢は悪くありません。他校にない教育内容になっており、生徒が飽きないような学習を提供できています。外部との連携が必要な実学をメインにした学習内容であるため、今後は更に多方面との連携を深めていく必要があります。

4. 部活動の状況

学校におけるクラブ活動の立ち位置が世間では大きく変化してきましたが、私学である本校では重要な課外活動であるという認識のもと、活性化を継続しています。大会やコンクールにおいて上位入賞を目指すだけでなく、生徒一人ひとりにとって有意義な活動が出来るように工夫も必要です。令和6年度は強化クラブのうち演劇部が大きな全国大会への出場がありました。地区の予選を勝ち抜き、久しぶりに大きな舞台へ進出できたことは学園にとっても喜ばしい出来事でした。またこれ以外でも剣道部、卓球部が近畿大会へ進出し、特に剣道部は、創部以来初めて、男女揃っての近畿大会出場という快挙を達成してくれました。また文化系のクラブも、特別強化クラブの吹奏楽部を筆頭に、女子ダンス部やeスポーツ部などの活動が活発化しており、良い兆候が見られます。しかしながら、昨今社会的な話題になっている、学校教員のクラブ指導の在り方はやはり本校においても同様の影響があり、特に若手の教員の中で自らが中心となって真摯にクラブ指導に取り組む人員が少なくなっているように思われます。やはりクラブ活動の活性化のためには、指導者は重要であり、その雇用方法や待遇面の改善は今後考えていく必要がある課題といえます。

5. 経営力の強化

現状の回避のためには、やはり経営改善計画の策定が必要です。前回の理事会においても指摘があったように、財政状況の改善に努める必要があります。収支差額を見る限り、現在は健全な経営状態にあるとは言えず、現状の問題点を明確にして対応策を具体化することが必要になっています。また社会経済の悪化は、本学園の経営状況にも大きな影響を及ぼしているため、早急に授業料を見直す必要があります。学校経営は、在籍する生徒数が基本になります。一昨年落ち込んだ入学者数は改善傾向にありますが、これだけでは到底財政状況の改善とはいえず、それぞれの問題点をどのように改善するかを明確にすることがいま最も求められており、今こそ現理事会の経営力を示す時であると思われまます。大阪府の「高等学校授業料の完全無償化」は併願受験者の戻り数減少という予想外の事態を引き起こしています。私学にとって追い風になると思われましたが、本校にとっては必ずしもそうではないように思われます。今後はより一層私学間の競争が激化すると思われ、これらの点を踏まえて経営力の強化を図っていく必要が大いにあります。

6. 施設等の管理と整備

施設等の学校環境については、他の公立校と比較した場合、さほど差異はないように思われます。しかし、他の私学と比較すると圧倒的に差を付けられています。ICT 環境の整備などは本校でも完了していますが、他の私学は、学校を訪問するだけでよい印象をもたれるような校舎が多くなってきており、無条件で受験生の確保に繋がっています。小規模法人には不利な部門ではありますが、学園創立 100 周年を迎えるにあたっては、今後の確に計画を推進していく必要があると思われまます。

7. 学校行事

コースの細分化により、全校生徒で実施する行事よりコース行事が多くなっているように思います。生徒の満足感を満たすためには学校行事はとても重要であり、学校教育にとっては欠かすことのできない取り組みのため、各コースが創意工夫した取り組みを推進していますが、明確な目的意識に欠けるものや予算がかかり過ぎるものもあるため、一度行事の検証が必要になっているようにも思います。生徒の安全管理においては、今年度も特に大きな問題もなく、1 年間の行事を終了したことを報告させていただきます。

8. 生徒の状況

学校選択にも時代の変化が起こっており、当初から通信制を希望する中学生や簡単にリタイヤして単位制の学校へ転学する生徒も多くなってきました。一人ひとりの特性を活かした教育、安心して通学できる環境だけでなく、「精華高校で学ぶことに誇りを持てる生徒」を育てていかなければ世間から評価されないように思います。生徒の個性に合わせた自主性を重んじる教育の推進が目標になっています。

9. その他

令和 6 年度開設の新コース「フリーアカデミー (FA) コース」に 20 名の生徒が入学しました。オンライン授業、オンデマンド授業の整備が進み、他校にはない先駆けとなる教育プログラムへの挑戦を始めています。

III. 財務の概要

財務状況

令和 6 年度の生徒数は昨年度と比べ減少となりました。収入については、これにより、昨年度より収入減となりました。支出については、施設設備関係の工事費、経費関係では、物価の高騰等、経営状況は非常に厳しい結果となりました。

1. 財産目録

令和 7 年 3 月 3 1 日

(単位 円)

科 目	部 門	摘 要	金 額
土地	高校		1, 409, 471, 696
建物	高校		664, 897, 101
構築物	高校		4, 560, 417
教育研究用機器備品	高校		34, 286, 644
管理用機器備品	高校		809, 133
図書	高校		43, 222, 531
車両	高校		2, 544, 961
退職給与引当特定資産	高校		80, 438, 842
減価償却引当特定資産	高校		50, 000, 000
電話加入権	高校		425, 854
施設利用権	高校		5
現金預金	高校		332, 623, 312
未収入金	高校		45, 696, 493
仮払金	高校		10, 000
立替金	高校		453, 300
修学旅行費預り資産	高校		26, 369, 903
預け金	高校		14, 470
前払金	高校		722, 900
資 産 合 計			2, 696, 547, 562

退職給与引当金	高校		80, 438, 842
未払金	高校		63, 060, 257
前受金	高校		36, 100, 000
預り金	高校		10, 850, 972
修学旅行費預り金	高校		26, 369, 903
負 債 合 計			216, 819, 974
差 引 正 味 財 産			2, 479, 727, 588

2. 貸借対照表

令和 7 年 3 月 3 1 日

(単位 円)

	科 目	本年度末	前年度末	増 減
資 産 の 部	固定資産	2, 290, 657, 184	2, 336, 866, 703	△ 46, 209, 519
	流動資産	405, 890, 378	456, 215, 710	△ 50, 325, 332
	資産の部 合 計	2, 696, 547, 562	2, 793, 082, 413	△ 96, 534, 851
負 債 の 部	固定負債	80, 438, 842	87, 842, 049	△ 7, 403, 207
	流動負債	136, 381, 132	111, 147, 917	25, 233, 215
	負債の部 合 計	216, 819, 974	198, 989, 966	17, 830, 008
純 資 産 の 部	基本金	4, 816, 717, 497	4, 800, 075, 731	16, 641, 766
	繰越収支差額	△ 2, 336, 989, 909	△ 2, 205, 983, 284	△ 131, 006, 625
	純資産の部 合 計	2, 479, 727, 588	2, 594, 092, 447	△ 114, 364, 859
負債及び純資産の部 合 計		2, 696, 547, 562	2, 793, 082, 413	△ 96, 534, 851

(注記)

1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

徴収不能引当金

授業料の徴収不能に備えるため、期末未収授業料等に対し、徴収不能実績率に基づく徴収不能見込額を計上している。

退職給与引当金

期末要支給額337, 365, 528円から(公財)大阪府私学総連合会よりの交付金相当額を控除した金額の100%を計上している。

(2) その他の重要な会計方針

預り金その他経過項目に係る収支の表示方法

預り金に係る収入と支出は相殺して表示している。

修学旅行費預り資産及び修学旅行費預り金に係る収入と支出は総額により表示している。

2. 重要な会計方針の変更等 な し

3. 減価償却額の累計額の合計額 2, 595, 499, 155 円

4. 徴収不能引当金の合計額 158, 023 円

3. 資金収支計算書

令和 6 年 4 月 1 日

令和 7 年 3 月 3 1 日

収 入 の 部			(単位 円)	
科 目	予 算	決 算	差 異	
学生生徒等納付金収入	318,000,000	318,171,432	△	171,432
手数料収入	12,838,000	12,840,700	△	2,700
寄付金収入	9,500,000	10,694,098	△	1,194,098
補助金収入	444,880,000	444,901,508	△	21,508
資産売却収入	0	0		0
付随事業・収益事業収入	8,100,000	8,066,000		34,000
受取利息・配当金収入	145,000	145,440	△	440
雑収入	69,570,000	70,308,003	△	738,003
借入金等収入	0	0		0
前受金収入	37,700,000	36,100,000		1,600,000
その他の収入	66,540,000	67,324,082	△	784,082
資金収入調整勘定	△ 86,620,000	△ 86,476,810	△	143,190
前年度繰越支払資金	418,766,037	418,766,037		
収 入 の 部 合 計	1,299,419,037	1,300,840,490	△	1,421,453

支 出 の 部			(単位 円)	
科 目	予 算	決 算	差 異	
人件費支出	648,510,000	648,116,464		393,536
教育研究経費支出	194,650,000	194,336,075		313,925
管理経費支出	74,148,140	72,638,972		1,509,168
借入金等利息支出	0	0		0
借入金等返済支出	0	0		0
施設関係支出	13,950,000	13,901,877		48,123
設備関係支出	14,600,000	13,927,772		672,228
資産運用支出	25,600,000	26,369,903	△	769,903
その他の支出	60,600,000	60,791,802	△	191,802
〔予備費〕	5,000,000			5,000,000
資金支出調整勘定	△ 64,060,000	△ 61,865,687	△	2,194,313
翌年度繰越支払資金	326,420,897	332,623,312	△	6,202,415
支 出 の 部 合 計	1,299,419,037	1,300,840,490	△	1,421,453

4. 事業活動収支計算書

令和 6 年 4 月 1 日

令和 7 年 3 月 3 1 日

(単位 円)

科 目			予 算	決 算	差 異
教育活動収支	事業活動収入の部	学生生徒等納付金	318,000,000	318,171,432	△ 171,432
		手数料	12,838,000	12,840,700	△ 2,700
		寄付金	9,500,000	10,694,098	△ 1,194,098
		経常費等補助金	434,880,000	434,971,508	△ 91,508
		付随事業収入	8,100,000	8,066,000	34,000
		雑収入	35,173,700	35,861,185	△ 687,485
		教育活動収入計 ①	818,491,700	820,604,923	△ 2,113,223
	事業活動支出の部	人件費	609,250,000	608,811,399	438,601
		教育研究経費	255,650,000	255,068,902	581,098
		管理経費	82,130,000	80,542,638	1,587,362
		徴収不能額等	0	77,855	△ 77,855
		教育活動支出計 ②	947,030,000	944,500,794	2,529,206
	教育活動収支差額		△ 128,538,300	△ 123,895,871	△ 4,642,429
科 目			予 算	決 算	差 異
教育活動外収支	事業活動収入の部	受取利息・配当金	145,000	145,440	△ 440
		その他の教育活動外収入	0	0	0
		教育活動外収入計 ③	145,000	145,440	△ 440
	事業活動支出の部	借入金等利息	0	0	0
		その他の教育活動外支出	0	0	0
		教育活動外支出計 ④	0	0	0
	教育活動外収支差額		145,000	145,440	△ 440
経常収支差額		△ 128,393,300	△ 123,750,431	△ 4,642,869	

(単位 円)

科 目			予 算	決 算	差 異
特別収支	事業活動収入の部	資産売却差額	0	0	0
		その他の特別収入	10,000,000	9,930,000	70,000
		特別収入計 ⑤	10,000,000	9,930,000	70,000
	事業活動支出の部	資産処分差額	400,000	426,288	△ 26,288
		その他の特別支出	118,140	118,140	0
		特別支出計 ⑥	518,140	544,428	△ 26,288
	特別収支差額		9,481,860	9,385,572	96,288
	〔予備費〕 ⑦		5,000,000		5,000,000
	基本金組入前当年度収支差額		△ 123,911,440	△ 114,364,859	△ 9,546,581
基本金組入額合計		△ 18,800,000	△ 16,641,766	△ 2,158,234	
当年度収支差額		△ 142,711,440	△ 131,006,625	△ 11,704,815	
前年度繰越収支差額		△ 2,205,983,284	△ 2,205,983,284	0	
基本金取崩額		0	0	0	
翌年度繰越収支差額		△ 2,348,694,724	△ 2,336,989,909	△ 11,704,815	

(参考)

事業活動収入計 (①+③+⑤)	828,636,700	830,680,363	△ 2,043,663
事業活動支出計 (②+④+⑥+⑦)	952,548,140	945,045,222	7,502,918

監 査 報 告 書

学校法人 精 華 学 園
理事会 ・ 評議員会 御中

令和 7 年 5 月 1 2 日

監 事 祐 仙 道 保 印

監 事 飯 銅 健 一 印

私達は、令和6年度（自令和6年4月1日 至令和7年3月31日）会計年度における会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告する。

1. 監査概要の手續

(1) 会計監査について

帳簿並びに関係書類の閲覧等必要と思われる監査手續を用いて、計算書類の正確性を検討した。

(2) 業務監査について

理事会及びその他の会議に出席し、理事から業務報告を聴取し、関係書類閲覧等必要と思われる監査手續を用いて業務執行の妥当性を検討した。

2. 監査意見

(1) 収支計算書、貸借対照表及び財産目録の数値は、当然会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支状況及び財政状況を正しく示していると認める。

(2) 理事の業務執行の状況について監査を行った結果、不正行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないと認める。

以 上

令和7年度 理事（6名）・監事（2名）

役 員	氏 名
理事長	正川 昌彦
理 事	正川 昌彦
理 事	二階堂 和幸
理 事	棕木 邦彦
理 事	杉本 弘子
理 事	高添 陽一
理 事	吉村 昭彦
監 事	祐仙 道保
監 事	飯銅 健一

令和7年度 評 議 員 （6名）

評 議 員	氏 名
評議員	森脇 雅郎
評議員	池内 美智子
評議員	中西 学美
評議員	池上 祥博
評議員	石井 基司
評議員	浅井 雅昭

学校法人精華学園の役員及び評議員の報酬等に関する規程

学校法人精華学園寄附行為に定める役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等については、次のとおりとする。

第1条 役員等の報酬等については、次表のとおりとする。

区 分	報 酬 等	備 考
理事長	月額 750,000円	常勤である場合
理事・校長	月額 550,000円	常勤職員の給与規程の適用を受ける者はいずれか多い方の額を支給する。
常勤理事	月額 250,000円	
非常勤理事 及び監事	日額 15,000円 交通費 3,000円	出席日ごとに支給する。但し、常勤職員に対しては、支給しない。
評議員	日額 10,000円 交通費 3,000円	

第2条 理事長、理事・校長及び常勤理事の通勤手当及び期末手当については、常勤職員の給与規程を準用して支給する。

2 理事長、理事・校長及び常勤理事の役職手当については、理事会で審議し、理事長が定める。

3 非常勤理事長については、別途定める。

第3条 役員等の退職金については、次表のとおり定める。

区分	退職金支給割合	備 考
役員	50,000円×在職年数	常勤職員の給与規程の適用を受ける者は、その規程によって支給する。又、職務に異動があった場合は、それぞれの期間で計算する。
評議員	30,000円×在職年数	

2 在職年数については、この規程の施行の前日までの期間は、算入しない。又、1年未満の端数がある時は、7か月以上は、1年として計算する。

3 第1項に規定する退職金の支給については、退職時に行う。

第4条 退職功労金について、特に必要な場合は、この規程施行前の期間も考慮して、理事会で審議し、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年3月29日から施行する。

この規程は、平成21年12月9日から施行する。

別 紙

報酬等に関する規程第2条第2項に定める理事長、理事・校長及び
常勤理事の役職手当

区 分	役職手当(月額)	備 考
理 事 長	60,000円	権限と責任に見合う役職手当を支給する。
理事・校長	50,000円	従前から常勤職員の給与規程に基づき 役職手当(50,000円)が支給されている。
常勤理事	15,000円	当該報酬規程が制定される以前には、常勤職 員の給与規程に基づき一部役職手当が支給 されていた例がある。

備 考

平成24年3月14日理事会承認、平成24年度から施行

寄 附 行 為

学校法人 精華学園

学校法人精華学園 寄附行為

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、学校法人精華学園と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を大阪府堺市中区辻之 1 5 1 7 番地に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に有為な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

一 精華高等学校 全日制課程 普通科

第 3 章 機関の設置

(役員及び評議員の設置)

第 5 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理 事 6 名

(2) 監 事 2 名

2 この法人に、評議員 7 名を置く。

(理事選任機関)

第 6 条 この法人の理事選任機関は、理事会とする。

2 理事選任機関の構成員は、全ての理事とする。

3 理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

4 理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。

5 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。

第 4 章 理事会及び理事

第 1 節 理事の選任及び解任等

(理事の選任)

第 7 条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人が設置する学校の校長のうちから理事会において選任した者 1名
- (2) 前号に掲げるもののほか、理事会において選任した者 5名
- 2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。
- 3 理事選任機関は、理事の総数が6名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

(理事の資格及び構成)

第8条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(理事の任期)

- 第9条 理事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- 2 理事は、再任されることができる。

(理事の解任及び退任)

第10条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
 - (3) 理事としてふさわしくない非行があったとき
- 2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事を選任した理事選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができる。
 - 3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から2週間以内に理事選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から2週間を経過した日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。
 - 4 理事は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

(理事に欠員を生じた場合の措置)

- 第11条 理事は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。
- 2 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第2節 理事会及び理事の職務等

(理事会の構成)

第12条 理事会は、全ての理事で組織する。

(理事会の権限)

第13条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事の職務)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。

3 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(代表権の制限)

第15条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事の報告義務)

第16条 理事長は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第 3 節 理事会の運営

(招集)

第17条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。

5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

7 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

第18条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 前条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(決議)

第19条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の3分の

2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) この寄附行為の変更

(2) 予算及び事業計画の作成又は変更

(3) 基本財産の処分

(4) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(5) 残余財産の帰属者の決定

3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散

(2) この法人の合併

4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

(業務の決定の委任)

第20条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第21条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。第46条第2項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

第 5 章 監 事

第 1 節 選任及び解任等

(監事の選任)

第22条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 評議員会は、監事の総数が2名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

(監事の資格)

第23条 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

(監事の任期)

第24条 監事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 監事は、再任されることができる。

(監事の解任及び退任)

第25条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
 - (3) 監事としてふさわしくない非行があったとき
- 2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。
 - 3 監事は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

第26条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

- 2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。
- 3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べるることができる。
- 4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるることができる。
- 5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第27条 監事は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

- 2 監事のうち、その定数の2分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第2節 職務等

(監事の職務)

第28条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。

- (4) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに大阪府教育長（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。）に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務

- 2 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。

（調査権限等）

第29条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 2 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

（理事の行為の差止め）

第30条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第 6 章 評議員会及び評議員

第 1 節 評議員の選任及び解任等

（評議員の選任）

第31条 評議員は、次の各号に掲げる者とし、評議員会において選任する。

- (1) この法人の職員のうちから選任した者 1名以上2名以内
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから選任した者 1名以上2名以内
- (3) 学識経験者のうちから選任した者 3名以上5名以内
- 2 前項第1号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。
- 3 評議員会は、評議員の総数が7名を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 4 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。

(評議員の資格)

第32条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(評議員の任期)

第33条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第34条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 評議員としてふさわしくない非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

3 評議員は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

第2節 評議員会及び評議員の職務等

(評議員会の構成)

第35条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

(評議員会の職務等)

第36条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 評議員会は、法令及びこの寄附行為で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項について決議する。

- (1) 寄附行為の変更
- (2) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
- (3) 合併
- (4) 重要な資産の処分又は譲受け
- (5) 多額の借財
- (6) 予算及び事業計画の作成又は変更
- (7) 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
- (8) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(理事の行為の差止めの求め)

第37条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第30条の請求を行うことを求めることができる。

- 2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われないときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(責任追及の訴えの求め)

第38条 評議員会は、役員又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

第 3 節 評議員会の運営

(開催)

第39条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第40条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員の総数の3分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員の総数の3分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項の評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の20日前までにしなければならない。
- 4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

(4) 私立学校法施行規則で定める事項

- 5 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(評議員による招集)

第41条 前条第2項の規定による請求があつた日から20日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、大阪府教育長の許可を得て、評議員会を招集することができる。

2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第4項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

3 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

（監事による招集）

第42条 第28条第2項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第40条第4項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

2 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

（招集手続の省略）

第43条 前3条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（運営）

第44条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

（決議）

第45条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（1）監事の解任

（2）私立学校法第92条第1項に規定する決議

3 前2項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

4 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

（議事録）

第46条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長、出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かななければならない。

（役員の出席等）

第47条 理事長及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

2 理事長及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第 7 章 理事会と評議員会の協議

(理事会及び評議員会の協議)

- 第48条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。
- 2 全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。
 - 3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第 8 章 予算及び事業計画等

(会計年度)

- 第49条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算及び事業計画)

- 第50条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会及び評議員会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

(役員及び評議員の報酬)

- 第51条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

- 第52条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。
- 2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。
 - 3 第1項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第92条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には1か月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。
 - 4 評議員の総数の10分の1以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第1項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。
 - 5 第1項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

(責任限定契約)

- 第53条 理事（理事長及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執

行理事」という。)又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事又は監事と締結することができる。

第 9 章 資産及び会計

(資産)

第54条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第55条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第56条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第57条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第58条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第59条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第60条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会及び評議員会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(事業報告及び決算)

第61条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 計算書類
- (4) 計算書類の附属明細書
- (5) 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

(財産目録等の備置き及び閲覧等)

第62条 この法人は、毎会計年度終了後3月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第3項及び第68条第2号において同じ。）を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

(資産総額の変更登記)

第63条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

第10章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第64条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、大阪府教育長の認可を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、大阪府教育長に届け出なければならない。

第11章 解散及び合併

(解散)

第65条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会の決議及び評議員会の決議による決定
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 大阪府教育長の解散命令

- 2 前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、大阪府教育長の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第66条 この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会及び評議員会の決議により選定した学校法人、教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人、国又は地方公共団体に帰属する。

(合併)

第67条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、大阪府教育長の認可を受けなければならない。

第 12 章 補 則

(情報の公表)

第68条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、ホームページの利用により、当該各号に定める事項を公表するよう努めなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき

寄附行為の内容

- (2) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき

これらの書類の内容

(公告の方法)

第69条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲示する方法により行う。

(施行細則)

第70条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この寄附行為は、大阪府知事の認可の日から施行する。

平成8年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、大阪府知事の認可の日から施行する。

平成11年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、大阪府知事の認可の日から施行する。

平成17年4月1日から施行する。ただし、この寄附行為の施行の際、現に役員及び評議員である者の任期については、第8条第1項の規定及び第23条第1項の規定にかかわらず、なお従前の5年とする。

附 則

この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、大阪府教育長の認可の日から施行する。

平成29年5月22日から施行する。（第35条一部改正）

附 則

この寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 令和7年3月28日大阪府教育長が認可したこの寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。
- 3 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、私立学校法第31条、第46条及び第62条の資格及び構成を満たし、令和7年度の定時評議員会の終結の時以後に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで短縮する。
- 4 前項の理事又は評議員の解任は、なお従前の例による。